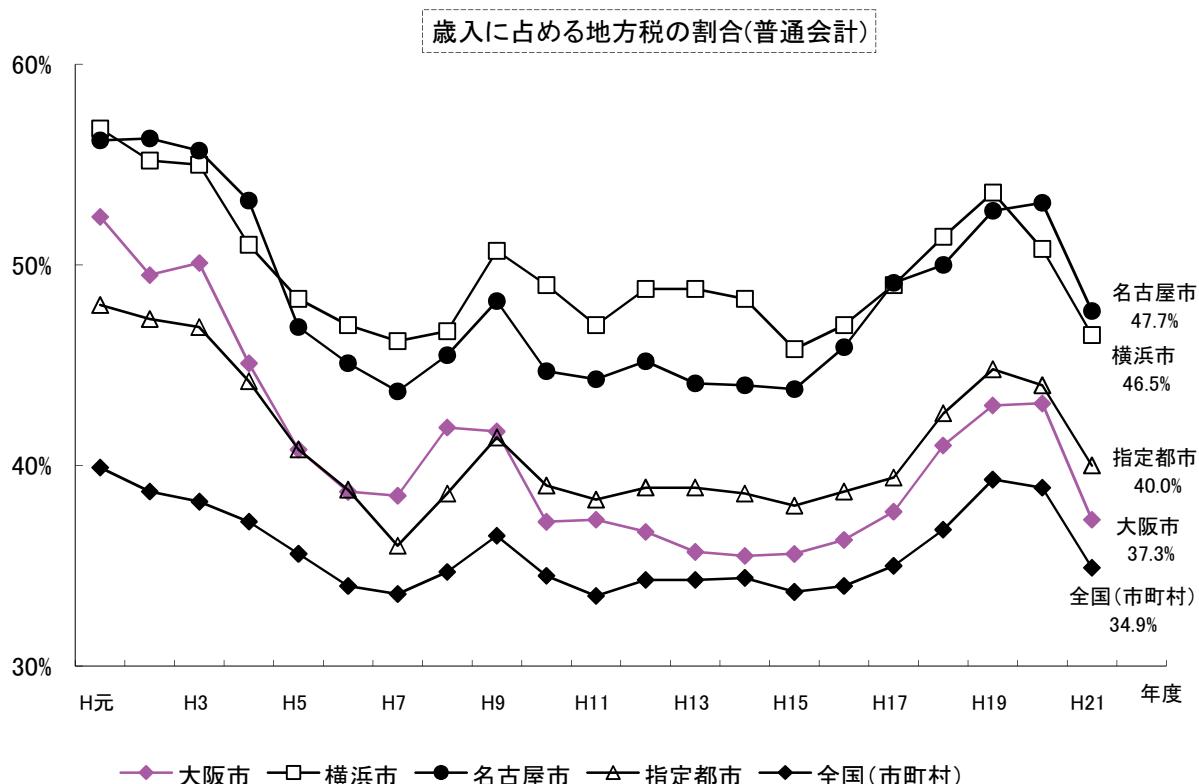


(2) 現行税財政制度における現状と問題点

① 島入に占める割合が低い大阪市税

- 住民に身近な行政について、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようとする地域主権の実現のためには、地方税の充実確保が必要です。
- しかし、全国的に見ても、島入に占める地方税の割合は3割程度と、地方税中心の島入構造とはなっていません。
- とりわけ大阪市は、現行の税制度による要因や、地価下落などを反映して固定資産税・都市計画税が減収してきたことなどにより、島入に占める市税の割合が他の指定都市と比較しても低い状況にあります。



歳入に占める地方税の割合(普通会計) (%)

	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11
大阪市	52.4	49.5	50.1	45.1	40.8	38.7	38.5	41.9	41.7	37.2	37.3
横浜市	56.8	55.2	55.0	51.0	48.3	47.0	46.2	46.7	50.7	49.0	47.0
名古屋市	56.2	56.3	55.7	53.2	46.9	45.1	43.7	45.5	48.2	44.7	44.3
指定都市	48.0	47.3	46.9	44.2	40.8	38.8	36.0	38.6	41.4	39.0	38.3
全国(市町村)	39.9	38.7	38.2	37.2	35.6	34.0	33.6	34.7	36.5	34.5	33.5

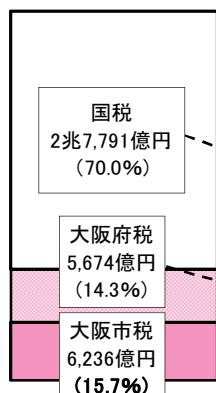
	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
大阪市	36.7	35.7	35.5	35.6	36.3	37.7	41.0	43.0	43.1	37.3
横浜市	48.8	48.8	48.3	45.8	47.0	49.0	51.4	53.6	50.8	46.5
名古屋市	45.2	44.1	44.0	43.8	45.9	49.1	50.0	52.7	53.1	47.7
指定都市	38.9	38.9	38.6	38.0	38.7	39.4	42.6	44.8	44.0	40.0
全国(市町村)	34.3	34.3	34.4	33.7	34.0	35.0	36.8	39.3	38.9	34.9

②配分の少ない市域内税收

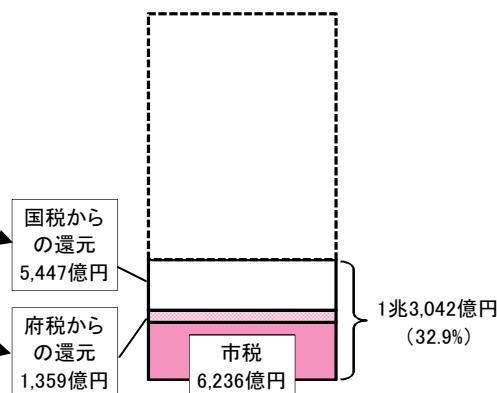
- 大阪市は、高密度な経済活動の場となっており、市内で納められる税は、国税、地方税を合わせて約4.0兆円(平成21年度)と非常に多額となっています。
- しかし、豊かな税源を充分吸収し得ない税制度のために、このうち市税として大阪市へ入る割合は、わずか15.7%にすぎません。
- また、国や府から補助金等として大阪市へ還元される分を含めても、大阪市へ入る割合は、市域内税收額の32.9%にとどまっています。

市域内税收の配分状況
平成21年度

3兆9,701億円

市域内税收の還元状況
平成21年度

3兆9,701億円



大阪市域内税收の還元額(平成21年度)

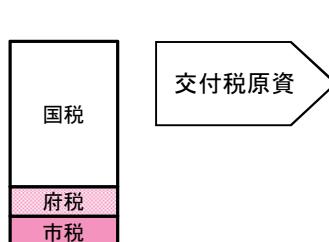
(億円)

区分	市域内税收額 (1)	還元額 (2)	還元率 (2)/(1)
国 税	27,791	5,447	19.6%
府 税	5,674	1,359	24.0%
(計)	33,465	6,806	20.3%
市 税	6,236	6,236	100.0%
合 計	39,701	13,042	32.9%

(*)還元額は特別会計を含む全会計ベース

- 市内で納められる国税のうち一定割合は地方交付税の原資となるため、大阪市民は7,987億円もの税収を、交付税として地方に還元していることになります。

平成21年度



国税のうち

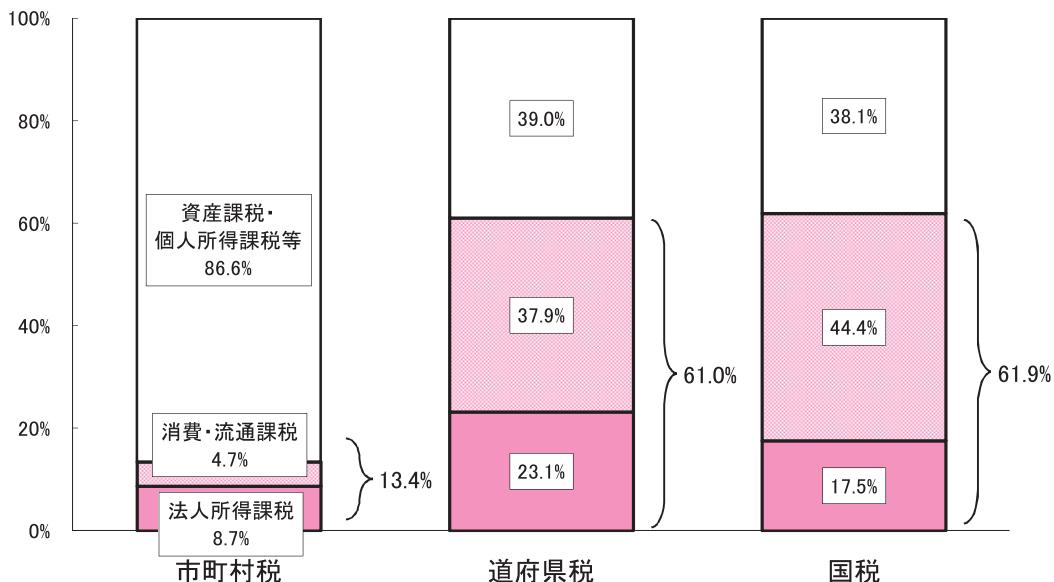
- × 32.0%
- × 34.0%
- × 29.5%
- × 32.0%
- × 25.0%

国税市域内税收のうち、
7,987億円を交付税と
して地方に還元

③都市的税目に乏しい市町村税

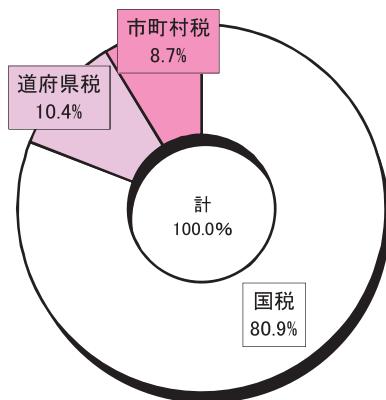
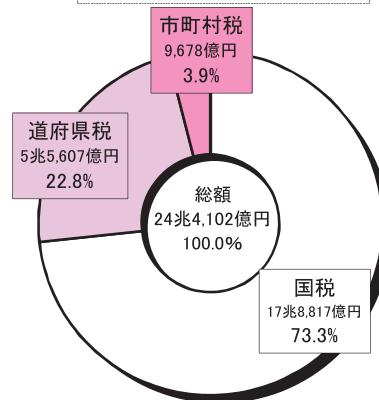
➤ 市町村税は、法人所得課税、消費・流通課税といった経済活動を反映する都市的税目に乏しいため、増大する都市的財政需要に市税収入が対応しきれない大きな要因となっています。

都市的税目の割合比較(平成21年度)



(*)税目の区分は、OECD歳入統計の区分基準による

法人所得課税(実効税率)の配分状況

消費・流通課税の配分状況
平成21年度

(*)実効税率とは、①法人税・法人事業税・地方法人特別税と法人住民税で課税標準が異なること、②法人事業税・地方法人特別税が損金算入されること、を調整したうえで、国と地方を合わせた法人所得に対する統一的な税率水準を表したものである

(*)平成23年度税制改正案を反映すると、国税80.3%、道府県税11.3%、市町村税8.4%となる

(*)地方消費税交付金など、譲与税・交付金の配分後においても、市町村の配分割合は12.4%にすぎない

	法人所得課税	消費・流通課税
国税	法人税、地方法人特別税	消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、關稅など
道府県税	事業税(法人分)、道府県民税(法人分)	地方消費税、たばこ税、自動車税、自動車取得税、軽油引取税など
市町村税	市町村民税(法人分)	軽自動車税、たばこ税、入湯税など

④大都市特例事務にかかる税制上の措置不足

- 大都市では、地方自治法に基づき府県に代わって行っている事務のほか、道路法に基づく国・府道管理事務なども行っています。
- しかし、これらに要する一般財源のうち、税制上の措置がなされているのは、大阪市では約2割にすぎません。
- したがって、所要額が措置されるよう道府県から指定都市への税源移譲による大都市特例税制の創設に向け、引き続き国等へ強く求めていきます。

大都市の事務配分の特例

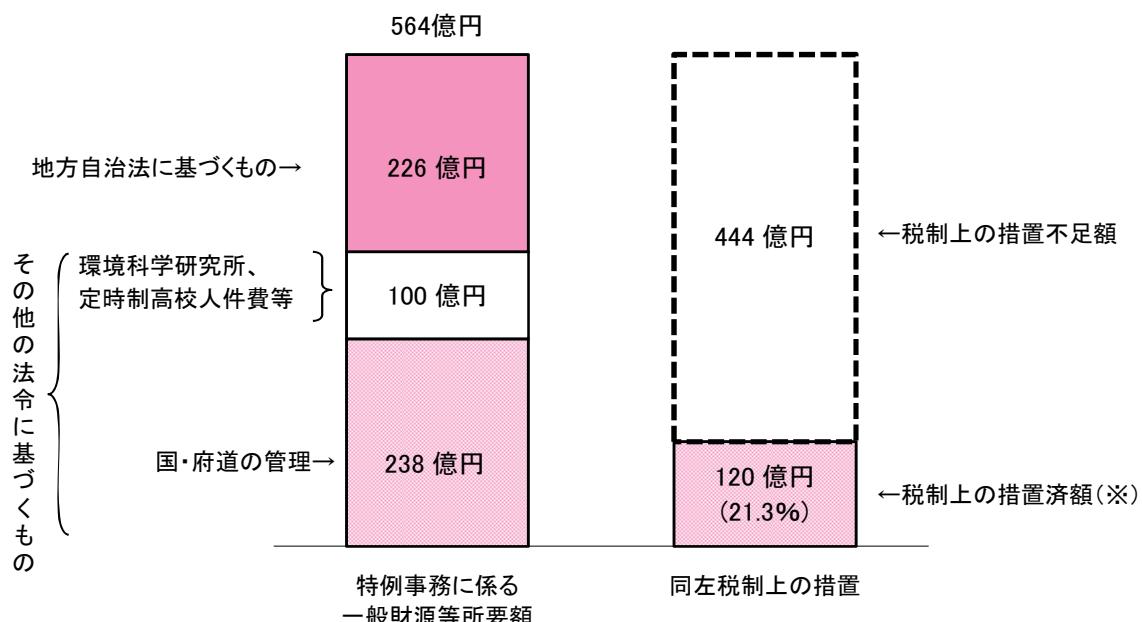
◆地方自治法第252条の19の規定に基づくもの(19項目)

- | | | |
|-----------|-------------------|----------------|
| ・児童福祉 | ・母子家庭及び寡婦福祉 | ・精神保健及び精神障害者福祉 |
| ・民生委員 | ・老人福祉 | ・結核予防 |
| ・身体障害者福祉 | ・母子保健 | ・都市計画 |
| ・生活保護 | ・障害者自立支援 | ・土地区画整理事業 |
| ・行旅病人・死亡人 | ・食品衛生 | ・屋外広告物規制 |
| ・社会福祉事業 | ・興行場、旅館及び公衆浴場営業規制 | |
| ・知的障害者福祉 | ・墓地、埋葬等規制 | |

◆その他の法令に基づくもの

- | | |
|--------------------|-----------|
| ・国、府県道の管理 | ・定時制高校人件費 |
| ・衛生研究所 | ・土木出張所 |
| ・道府県費負担教職員の任免、研修 等 | |

大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額 (平成22年度大阪市予算)



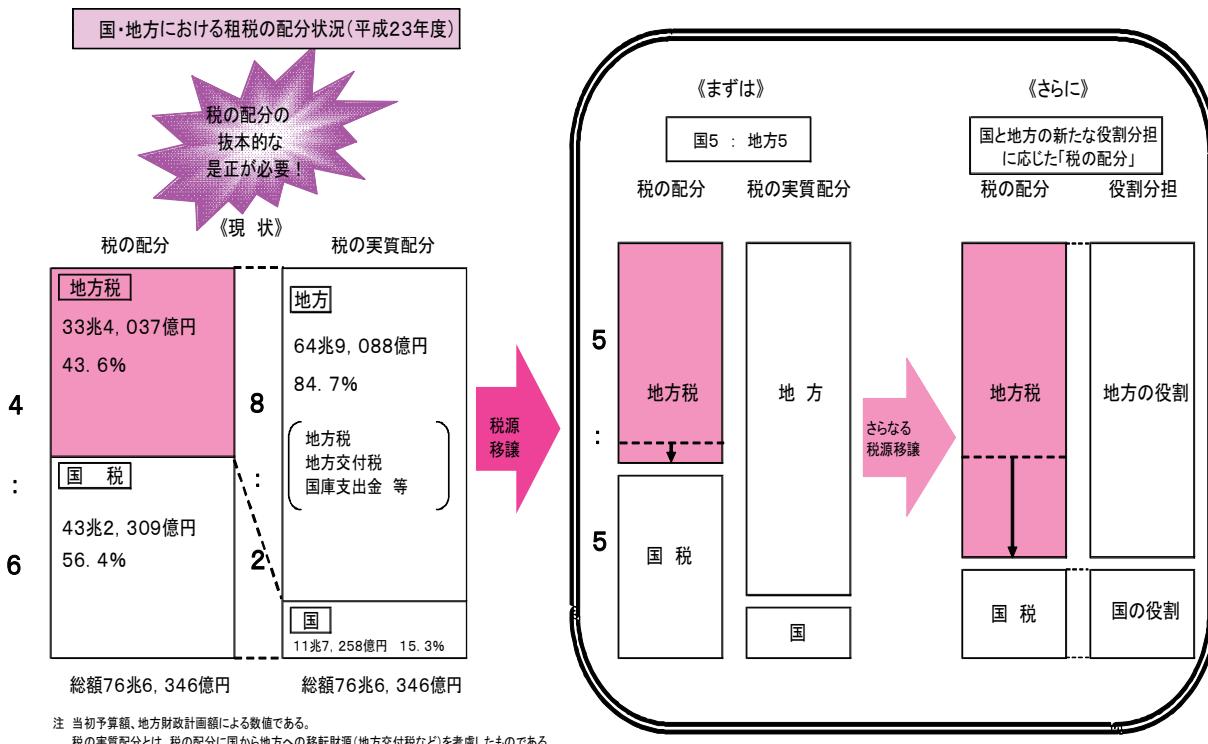
※別途、大都市の特例として発売できる宝くじの収益金(平成22年度大阪市予算166億円)を含めてもなお不足が生じている。

⑤大都市税財政制度の確立への取組

- 税制をはじめとする現行の市町村税財政制度は、昼間流入人口などによる大都市特有の財政需要や、都市の成熟化に伴う更新需要など、大都市の財政需要の実態に見合ったものになっていません。
- 大都市が自主的かつ総合的に行行政を担うためには、国と地方、道府県と大都市の役割分担を抜本的に見直したうえで、大都市の実態と新たな役割分担に応じた大都市税財政制度を確立することが必要です。

●税源移譲を基本とした地方税財政改革の推進

複数の基幹税からの税源移譲により、国と地方の「税の配分」を、まずは5:5とすること、さらに、国と地方の新たな役割分担に応じたものとするよう、他の指定都市と連携を図りながら、国等に引き続き強く求めています。



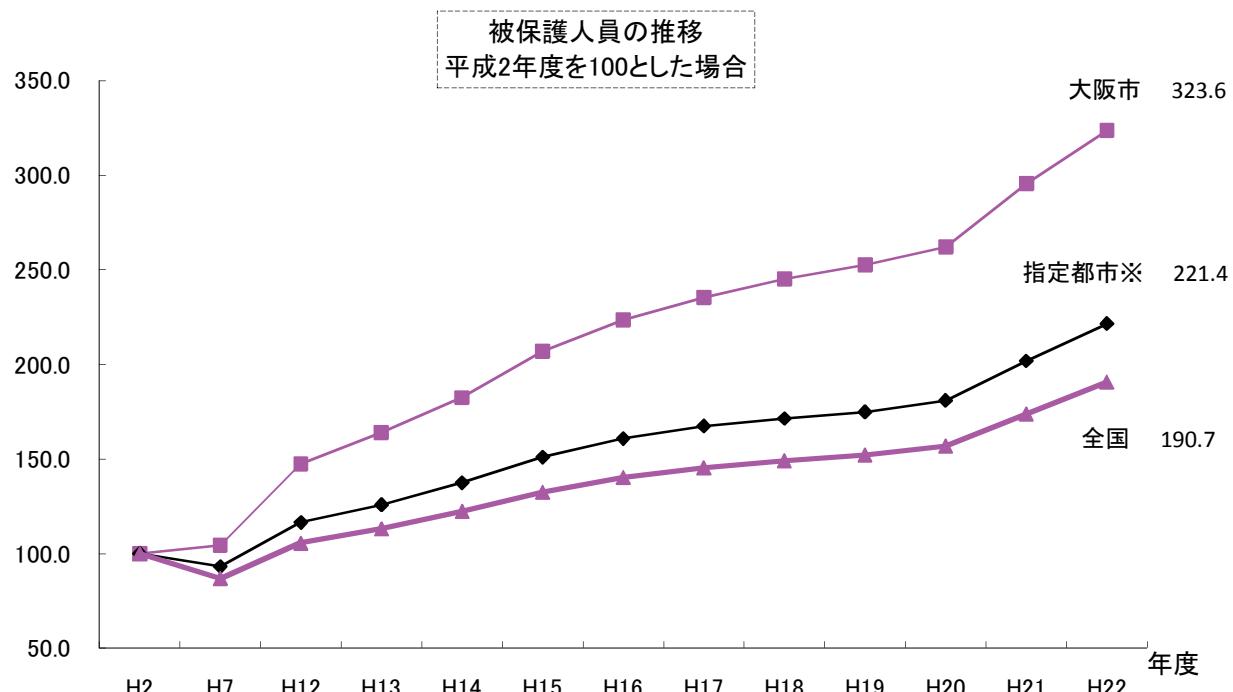
● 道府県から大都市への税源移譲

- ・大都市特例事務の税制上の措置不足額(P.10参照)
- ・新たに道府県から移譲される事務の所要額

道府県から大都市への税源移譲を
(例:地方消費税、住民税など)
他の指定都市と連携して強く求める。

⑥急増する生活保護 (※大阪市の生活保護費についてはP. 25参照)

➤ 大阪市では、平成2年から生活保護受給者が増加の一途をたどっています。また、生活保護を受ける人の割合(保護率)は、平成22年3月で、全国では約1.5%であるのに対し、大阪市では約5.3%で20人に1人が生活保護を受給するなど、総じて大都市を中心に保護率が高くなっています。

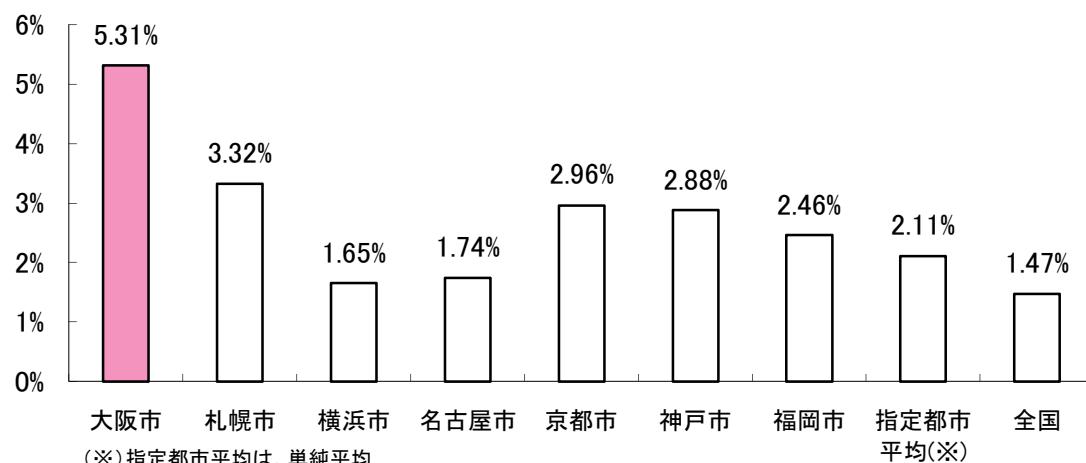


大阪市の被保護世帯数・人員の推移

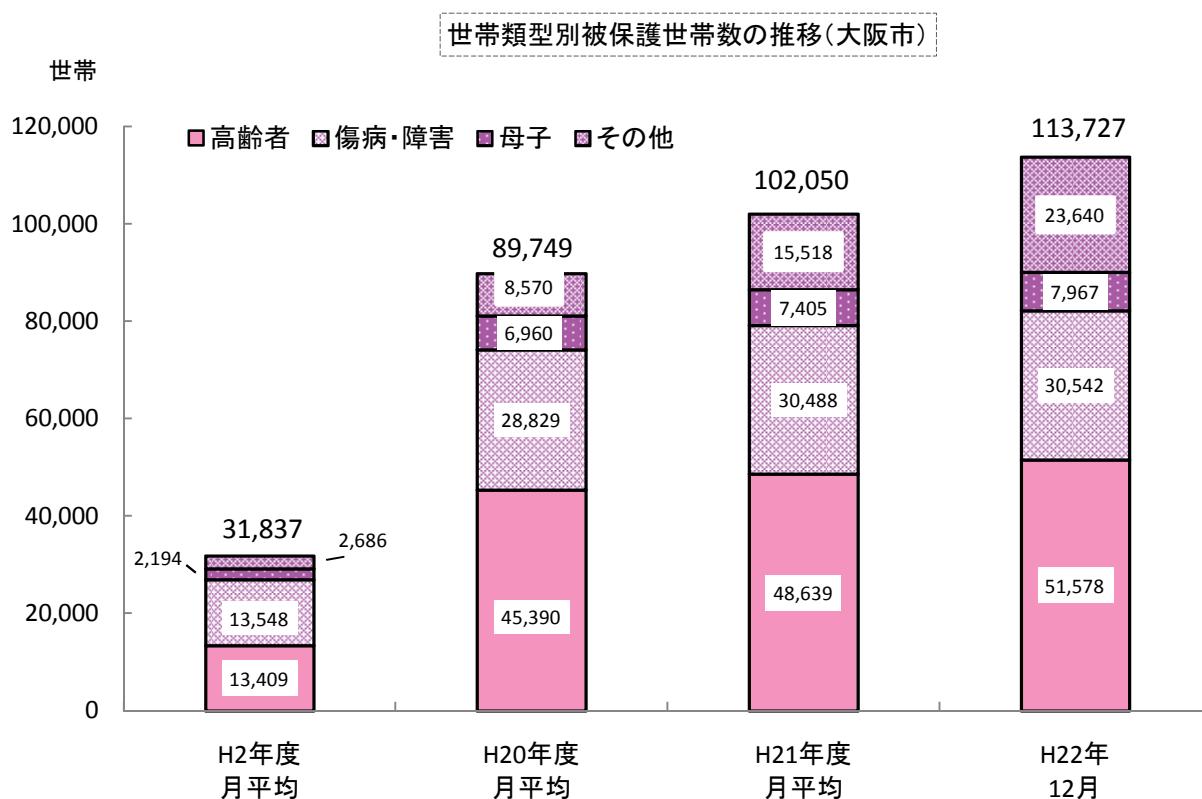
	H2	H7	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22※
世帯数	31,918	35,487	50,425	56,133	62,182	70,210	75,738	79,671	83,202	86,214	90,040	102,483	112,519
人員(人)	44,936	46,901	66,299	73,672	81,976	93,033	100,390	105,766	110,141	113,467	117,846	132,856	145,420

(※)H22は4月～12月の平均により算出

保護率の他都市比較(平成22年3月)

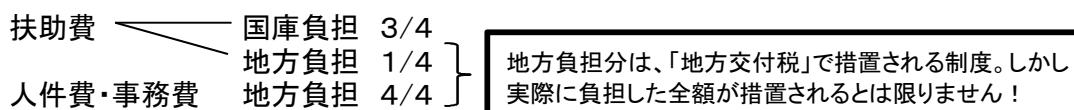


- 生活保護世帯の約半数が自立が困難と考えられる高齢者世帯であり、また、近年の急激な景気後退により、多くの非正規雇用者が失業し生活保護に直結することなど、生活保護制度が創設から60年を経過し、制度疲労を起こしている状況です。
- したがって、雇用・労働施策や、年金制度をはじめとする社会保障制度全般のあり方を含めた生活保護制度の抜本的な改革が必要です。



- 生活保護は、地方に裁量の余地がないことから、ナショナルミニマムとして国の責任において実施すべきものであり、その経費は全額国が負担すべきです。
- 現行制度では、地方負担に交付税措置がなされているが、交付税は標準的な財政需要を客観的に算定するものであり、地域の実態が十分に反映されないため、生活保護のような経費になじみません。

○生活保護財政負担のしくみ



○生活保護費(扶助費)の地方交付税措置不足額の状況(21年度本市試算)
 大阪市 ▲154億円 (措置率:76.6%)
 (※)全指定都市の地方交付税措置不足額 ▲292億円

大阪市における生活保護の適正化に向けた取り組み

- 大阪市では、平成21年9月に設置した「生活保護行政特別調査プロジェクトチーム」において、制度の抜本的改革や市民の信頼回復に向け取り組みを進めることにより、いわゆる貧困ビジネス事業者による申請同行が平成22年7月以降なくなつたほか、過剰診療の疑いがある医療機関に対する調査などを行っています。
- あわせて、大阪市が中心となり他の自治体と連携して国に対して制度改革提案を要望するなど、社会保障制度全般のあり方を含めた生活保護制度の抜本的な改革に取り組んでいます。

⑦他市町村と差を設けられた大阪府からの補助金

- 大阪府は、府下の市町村に補助金等を支出する場合に、指定都市である大阪市や堺市を対象から除くなど、他の市町村と差を設けており、これを「差等補助」と言います。
- 大阪市民も府内の他の住民と同じように府民税を負担しているにもかかわらず、教育などの基礎的な行政サービス分野において、指定都市という理由で差を設けるべきではありません。大阪市民にも補助金が配分されるよう、府に対して強く求めていきます。

○平成23年度予算における差等補助 3項目 2, 900万円

特別支援学級への看護師配置事業、学校元気アップ地域本部事業、子育て支援事業

○その他の差等補助について

大阪府は、公立中学校への給食導入促進事業費補助金を、平成23年度から予算計上していますが、指定都市はその補助対象から除外され、新たな「差等補助」を設けようとしています。

また、特別支援学校の新設や拡充において、大阪府は補助制度を設けているにもかかわらず、平成5年度以降、補助金を交付していません。特別支援学校については、府に設置が義務が付けられていますが、今後は、大阪市が主体となってを設置・運営できるよう、府から市への設置義務の移管とそれに伴う財源の移譲を国に対して求めています。それが実現していない現状にあっては、現行の制度に基づき、補助金の交付を大阪府へ求めていきます。